

●口約束でも契約になる？

Q. 書類は書かず、署名や押印もせず、口約束だけの場合は契約していないと考えてよいでしょうか。

A. 書類の作成、署名や押印をしていなくても、口約束だけで原則、契約は成立しています。

◆契約って？

「契約」とは、簡単に言うと拘束力のある約束です。契約は申し込みと承諾があればそれだけで成立します。契約書を交わさなくても、口頭のやりとりだけで有効な契約となります。代金を払って商品を受け取るという、店舗で食品や衣服などを買う行為も「契約」です。

◆契約自由の原則

どのような契約の内容を定めるかは、基本的には当事者の自由です（相手に誰を選ぶか、書類を作成するか口頭で契約するかなど）。ただし法的な保護をする価値のない契約は、無効とされる場合があります。

(例)

- 価格や個数などがあいまいで、内容が確定できないような契約
- そもそも実現の可能性がないような契約
- 公序良俗に違反するような契約
- 貸借期間が満了したら当然に借家から退去しなければならないとする合意 など

◆日常生活における消費者契約

民法は対等な当事者間で結ぶ契約を想定しています。しかし消費者が事業者との間で結ぶ契約の場合、事業者は豊富な情報を持つのに対し、消費者は予備知識や情報が少ないため、当事者の関係は対等ではありません。そこで消費者契約法などの法律により、消費者の利益が守られるようになっています。

『2016年版 暮らしの豆知識』（国民生活センター発行）から

「消費者月間記念大会」を開催します

日時 5月27日(金)

13時～16時

場所 周東文化会館 バストラルホール

内容 各分野で活躍中の専門家の記念講演や、市内の消費者団体による啓発活動の発表など



昨年の開催会場、萩市で行われた記念大会の様子

目次

- 02 5月は消費者月間です
- 04 平成27年度予算の執行状況
- 05 健康教室・食推さんの食べてみんさいおいしいけえ
- 06 市政 PICK-UP
- 08 すまいる
- 09 まちの話題
- 12 暮らしの情報
- 16 おでかけ情報
- 20 みんなの写真館・市長夢日記

表紙の写真



春の吉香公園

4月上旬、桜が満開となった錦帯橋周辺は、多くの市民や観光客などでにぎわいました。隣接する吉香公園では、昼食やレジャーを楽しむ家族連れの姿が多く見られ、それぞれのスタイルでお花見を満喫していました。

5月は消費者月間です

統一テーマ：みんなの強みを活かす ～安全・安心な社会に一億総活躍～

消費者が主役となって、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するために消費者庁が設立されて6年がたちました。一人一人が消費者トラブルに対する知識を深め、地域や行政と連携して暮らしやすい岩国市を目指しましょう。

☎消費生活センター ☎21157

●市内で、こんなトラブルが発生しています！

○還付金詐欺

手口… 市役所職員などを装って「医療費が還付されます」など、払いすぎたお金が返還されるかのような電話を掛けます。ATMのある場所から電話をするよう指示し、言葉巧みにATMを操作させます。お金が還付されるよう操作しているつもりが、実際は気が付かないうちに、犯人の口座にお金を振り込んでしまっています。



- ！ 還付金をATMで返還することは絶対にありません
- ！ 「携帯電話」を持って「ATM」へと言われたら還付金詐欺です
- ！ 相手の言った電話番号をうのみにせず、電話帳などで電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう

○架空請求詐欺



手口… 携帯電話やパソコンに「総合情報サイト情報料未納」、「退会手続きがされていない」、「個人情報削除金」など、架空の事実を口実とした料金を請求するメールを送ります。記載された連絡先に電話すると「給料・財産を差し押さえる」、「法的処置をとる」、「このままだと料金が増える」と脅し、現金の振り込みを要求します。

- ！ 心当たりのない請求メールが来た場合、架空請求詐欺の疑いがあります
- ！ 利用していなければ、支払わずに放置しましょう
- ！ 脅し文句にひるまないことが大切です

●消費生活センターでは、 トラブルの相談を受け付けています

「おかしいな」と思ったら連絡を

消費生活センターでは、契約や取引に関する消費者トラブル、悪質商法やネットトラブルなどの相談を受け付けています。平成26・27年度は、年間で千件を超える相談がありました。

皆さんからの情報提供が、悪質業者のまん延抑止にもつながります。不安や疑問に思うことがあったときなど、お気軽に消費生活センターに連絡してください。

